

第1回津軽地域ごみ処理広域化協議会

令和元年10月15日(火) 午前10時45分
弘前地区環境整備センター管理棟3階大会議室

【出席者】

- ・協議会委員 8名
 - 弘前市長 櫻田 宏
 - 黒石市長 高樋 憲
 - 平川市長 長尾 忠行
 - 藤崎町長 平田 博幸
 - 大鰐町長 山田 年伸
 - 板柳町長 成田 誠
 - 田舎館村長 鈴木 孝雄
 - 西目屋村長 関 和典

- ・黒石地区清掃施設組合 4名
 - 事務局長 鈴木 正人
 - 事務局次長 齋藤 静一
 - ごみ処理施設場長 高田 正徳
 - 事務局次長補佐 福土 幸司

- ・弘前地区環境整備事務組合 6名
 - 事務局長 三浦 直美
 - 総務課長 村元 茂樹
 - 総務課長補佐 川辺 貴志
 - 総務課主幹兼管理係長 吹田 稔
 - 施設管理課長 工藤 互
 - 施設管理課長補佐 成田 公司

(取材報道機関) 陸奥新報社、津軽新報社、読売新聞社、東奥日報社

【1開会】

弘前地区環境整備事務組合事務局長 三浦 直美

→準備が整いましたので、第1回津軽地域ごみ処理広域化協議会を開催させていただきます。会議に入らせていただく前に、配付資料の確認をさせていただきます。本日の次第、出席者名簿、席図がそれぞれ一枚ずつとなっております。次に、案件(1)「津軽地域ごみ処理広域化協議会事務局設置要綱案」、案件(2)「津軽地域ごみ処理広域化協議会幹事会設置要綱案」、案件(3)「津軽地域ごみ処理広域化協議会専門部会設置要綱案」がそれぞれ一枚ずつとなっております。資料の不足はございませんでしょうか。

→なし

弘前地区環境整備事務組合事務局長 三浦 直美

→それでは、津軽地域ごみ処理広域化協議会会則第7条の規定に基づき、議長は協議会会長であります櫻田弘前市長にお願いいたします。

【2案件】

議長（弘前市長 櫻田 宏）

→それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。議事の進行につきましてご協力よろしくお願いいたします。まず初めに定足数の確認ですが、本日の出席者は8名で定足数に達しております。それでは早速、案件の協議に入りたいと思います。案件（1）「津軽地域ごみ処理広域化協議会事務局設置要綱案」について協議したいと思います。事務局から説明をお願いします。

黒石地区清掃施設組合事務局長 鈴木 正人

→案件（1）「津軽地域ごみ処理広域化協議会事務局設置要綱案」について、ご説明いたします。この要綱は、協議会会則第9条の規定に基づき、事務局の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものであります。第1条及び第2条につきましては、協議会会則に基づき、趣旨及び所掌事務について規定したものであります。第3条は、事務局の職員について規定したもので、事務局に事務局長、事務局次長、事務局次長補佐その他必要な職員を置くものとし、弘前地区環境整備事務組合及び黒石地区清掃施設組合の職員をもって構成しようとするものであります。第4条は、職員の職務を、第5条は、事務局長の専決事項を定めるものであります。第6条は、協議会会長の公印について定めるものであります。第7条は、職員の服務について規定したものであります。第8条は、事務局運営にかかる費用負担についてであります。別表2において、「職員の給与」については、派遣する団体、今の場合には両組合での負担とし、「職員の給与以外の経費」については、構成団体が人口割80%と均等割20%をもって負担することとしております。なお、人口割の算定には平成27年国勢調査の人口によるものとしております。第9条は、委任について規定したものであります。また、協議会設立が年度途中であることから、附則において今年度中の経過措置を設けようとするものであります。以上でございます。

議長（弘前市長 櫻田 宏）

→以上で事務局からの説明が終わりました。ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

→なしとの発言あり。

議長（弘前市長 櫻田 宏）

→ご質問、ご意見がないようでありますので、お諮りいたします。案件（1）を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

→なしとの発言あり。

議長（弘前市長 櫻田 宏）

→ご異議なしと認めます。よって、案件（1）「津軽地域ごみ処理広域化協議会事務局設置要綱案」につきましては、原案どおり承認されました。次に案件（2）「津軽地域ごみ処理広域化協議会幹事会設置要綱案」について、事務局から説明をお願いします。

黒石地区清掃施設組合事務局長 鈴木 正人

→案件（2）「津軽地域ごみ処理広域化協議会幹事会設置要綱案」について、ご説明いたします。

この要綱は、協議会会則第8条の規定に基づき、幹事会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものであります。第1条及び第2条につきましては、協議会会則に基づき、趣旨及び所掌事務について規定したものであります。第3条は、幹事会の組織について規定したものであります。市においては部課長級の職員を、町村においては課長級の職員を各1名を指名いただき、弘前地区環境整備事務組合及び黒石地区清掃施設組合の事務局長を加えた10名で構成しようとするものであります。第4条は、幹事長及び副幹事長について規定したものであります。第5条及び第6条は、会議の開催と運営について規定したものであります。第7条は、特定分野の調査を行わせるため、専門部会の設置について規定したものであります。第8条から第10条までについては、関係者の出席、幹事会の庶務及び委任について規定したものであります。以上でございます。

議長（弘前市長 櫻田 宏）

→以上で事務局からの説明が終わりました。ただ今の説明につきまして、ご質問やご意見等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

→なしとの発言あり。

議長（弘前市長 櫻田 宏）

→ご質問、ご意見がないようでありますので、お諮りいたします。案件（2）は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

→なしとの発言あり。

議長（弘前市長 櫻田 宏）

→ご異議なしと認めます。よって、案件（2）「津軽地域ごみ処理広域化協議会幹事会設置要綱案」については、原案どおり承認されました。次に、案件（3）「津軽地域ごみ処理広域化協議会専門部会設置要綱案」について、事務局から説明をお願いします。

黒石地区清掃施設組合事務局長 鈴木 正人

→案件（3）「津軽地域ごみ処理広域化協議会専門部会設置要綱案」について、ご説明いたします。本要綱は、幹事会設置要綱第7条の規定に基づき、専門部会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものであります。同条第3項の規定により、幹事長が定めることとなっておりますが、協議会組織体系の重要な部分でありますので、委員の皆様のご承諾をいただきたいと存じます。第3条第1項は、専門部会の区分及び所掌事項を、同条第2項は専門部会の委員について、それぞれ別表第1、別表第2で規定しております。別表第1をご覧ください。専門部会は総務部会と施設管理部会の2つの部会を設け、広域化後の組織体制とごみ処理体制についてそれぞれ調査・検討を行うものであります。部会員は別表第2のとおり、それぞれ8市町村及び2組合から各1名の10名ずつとしております。条文に戻りまして第4条が、部会長と副部会長について、第5条は、会議の開催と運営について規定したものであります。第6条から第8条までについては、報告、庶務、委任等について規定したものであります。以上でございます。

議長（弘前市長 櫻田 宏）

→以上で事務局からの説明が終わりました。ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等がありましたら、ご発言をお願いいたします。

→なしとの発言あり。

議長（弘前市長 櫻田 宏）

→ご質問、ご意見がないようでありますので、お諮りいたします。案件（３）は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

→なしとの発言あり。

議長（弘前市長 櫻田 宏）

→ご異議なしと認めます。よって、案件（３）「津軽地域ごみ処理広域化協議会専門部会設置要綱案」につきましては、原案のとおり承認されました。以上をもちまして、案件の協議は全て終了いたしました。本日は大変お忙しい中、お集りいただいている機会でもありますので、その他として皆様から何かご発言があればお願いいたします。

→ありませんとの発言あり。

それでは、無いようでございます。今後は、幹事会及び専門部会において協議を重ねることとなりますが、幹事会及び専門部会の協議内容につきましては、随時、協議会を開催して、委員の皆様にご報告申し上げながら進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。以上をもちまして、第１回津軽地域ごみ処理広域化協議会を閉会いたします。大変ありがとうございました。お疲れ様でした。

弘前地区環境整備事務組合事務局長 三浦 直美

→ありがとうございました。それでは、せっかくでございますので、記念撮影をしたいと思います。

（写真撮影）

【３閉会】

弘前地区環境整備事務組合事務局長 三浦 直美

以上をもちまして、本日予定しておりました日程は終了いたしました。皆様、大変お疲れ様でございました。各市町村長は、次の公務がありますので退席させていただきます。会長、副会長のコメントを配付いたします。

以上

（午前１０時５８分終了）